夏の温暖化対策キャンペーンにご協力を！

地球温暖化対策は、県民、事業者、行政がそれぞれ一年を通じて、できることから実践していくことが大切です。

そこで、県では一年で最もエネルギー使用量が増える夏季に、広く県民、事業者の皆様に身近な省エネルギー行動に取り組んでいただけるよう**「夏のライフスタイル」、「夏のエコライフＤＡＹ」「省エネ型家電拡大」**の３つのキャンペーンを実施します。

地球温暖化防止は皆さん一人ひとりが主役です。身の回りのできることから着実に、省エネルギーに取り組んでください。

夏のライフスタイルキャンペーン

（期間６月１日～９月30日）

冷房時の室温を28℃に設定し、すだれやカーテンで日射を防ぐなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。オフィスではノーネクタイ、ノー上着の軽装で執務をしましょう。上着を脱ぎ、ネクタイをはずすだけで、体感温度が２℃下がると言われています。

また、こまめな消灯、電源オフなど、身近な省エネ活動を心がけ、県や町の機関にお越しの際にも、軽装でお出かけください。

夏のエコライフＤＡＹキャンペーン

（期間６月１日～９月30日）

「この日は、一日環境によいことをしよう」と決めて、「エコライフＤＡＹ」に自治会、学校、団体、企業単位で挑戦してみませんか。「近いところに行くには自動車を使わなかった」など、省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握していただきます。チェックシートは役場生活環境課などで配布します。個人で参加される場合は、埼玉県温暖化対策課のホームページからも参加できます。

（http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecoliteDAY.html）

エコライフDAY2007 チェックシート

一般・高校生用

今日できたことに○をしてください

ご家族の方もいっしょにどうぞ

下のエコライフ項目を見ながら、今日は１日、環境のことを考えて生活してみましょう

1. 冷蔵庫の扉は、すぐ閉めた。(6g･1年で130円の節約)	6g	6g	6g	6g
2. 他の用事をするときは、テレビを消した。(41g･1年で840円の節約)	41g	41g	41g	41g
3. 使わないときは、コンセントからプラグを抜いた。(充電器、パソコン、電子レンジなど)(30g･1年で630円の節約)	30g	30g	30g	30g
4. 部屋を出るときは、明かりを消した。(22g･1年で460円の節約)	22g	22g	22g	22g
5. 冷房の設定温度を１度高く(28度)した。(100g･一夏で640円の節約)	100g	100g	100g	100g
6. お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入った。(130g･1年で2790円の節約)	130g	130g	130g	130g
7. シャワーのお湯は、出しっぱなしにしないで、こまめに止めた。(70g･1年で1500円の節約)	70g	70g	70g	70g
8. 調理のとき、炎は鍋底からはみ出さないようにした。(48g･1年で1020円の節約)	48g	48g	48g	48g
9. 買うものを決めてから、買い物に行った。(84g)	84g	84g	84g	84g
10. レジ袋は、もらわなかった。(50g)	50g	50g	50g	50g
11. 過剰包装でないものを、考えて買った。(123g)	123g	123g	123g	123g
12. 市町村のゴミ出しルールにしたがって分けた。(ビン、カン、ペットボトルなど) (119g)	119g	119g	119g	119g
13. エコ商品やリサイクル品を使った。(トイレットペーパーなど) (60g)	60g	60g	60g	60g
14. ぬれた手や汚れを拭くとき、ペーパータオルやティッシュペーパーを使わなかった。(11g)	11g	11g	11g	11g
15. 自動車やバイクを使わずに、徒歩･自転車･バス･電車を利用した。(397g･1年で5690円の節約＝徒歩の場合)	397g	397g	397g	397g
16. 車を長く停車するときは、アイドリングストップした。(151g･1年で2170円の節約)	151g	151g	151g	151g
17. 自動車を運転するときは、急発進や急加速をしないでエコドライブを心がけた。(260g･1年で3720円の節約)	260g	260g	260g	260g
18. 水を流しっぱなしにしなかった。(歯磨き、シャワーなど) (17g)	17g	17g	17g	17g
19. シャンプーや台所用洗剤などは、使いすぎず適量使った。(78g)	78g	78g	78g	78g
20. ご飯やおかずを、残さず食べた。(11g)	11g	11g	11g	11g
○がついた個数	個	個	個	個
○が付いた二酸化炭素の量の合計(全部○がつけば1808gです)	g	g	g	g

( )の中は1日に減らせる二酸化炭素の量です

あなたのエコライフ度はどうでしたか？

○の数が　0～5個……このままだと地球は大変なことになるよ
6～10個……もう少し環境のことに関心を持ってね
11個～　……地球の未来はまかせました

ここから切り取って提出してください

▼お差し支えなければお書きください
市町村名･団体名･事業所名･学校名等
名前　男・女
この情報はエコライフデーに関すること以外には使いません

※チェックシートは年齢別に４種類あります。（小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用、高校生・一般用）

省エネ型家電拡大キャンペーン

（期間６月16日～８月31日）

県内の家電販売店等にご協力をいただき、家電製品の省エネ性能を分かりやすく示した省エネラベルを表示します。エアコン、冷蔵庫、テレビを購入するときには、参考にしてください。

問い合わせ／埼玉県環境部温暖化対策課（☎048・830・3030）または生活環境課（☎581・2121内線223）へ。

実施しています！ ノーネクタイ運動

役場でも省エネルギー対策としてノーネクタイ運動を平成15年から行っています。

今年も6月1日から運動を開始し、省エネと公務効率の低下防止に努めています。

実施します！ 森林整備事業

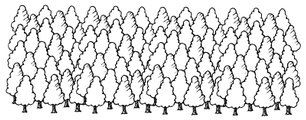

町では、手入れの行き届かない森林の増加を食い止め、健全な森林の造成と林業の振興を図るため、本年度も「森林整備事業」を実施します。

この事業で認定を受けられた方には補助金を交付しますので、森林の管理にお困りの方はご検討ください。

対象者／次の要件をすべて満たしている方です。

①寄居町に森林を所有する方、または寄居町の森林で造林をしている方。

②補助金を申請する時点で町税を滞納していない方（町税の納税証明書もしくは完納証明書が必要です）。

補助対象事業／補助の対象となる事業は、森林の下刈り、枝打ちおよび除間伐です。規模は5アール（5畝）以上で林齢や間伐率等の基準については表1のとおりです。

なお、この補助対象事業が寄居町以外の補助事業の対象となる場合は、その補助金の交付申請も行わなければなりません。

補助対象経費／補助の対象となる経費は、第三者に森林の下刈りや枝打ちおよび除間伐などを請け負わせるのに要する経費、または自ら作業を行った場合の人件費となります。ただし、実際の経費と町で定める基準額とを比べ、低い方を補助対象経費とします。補助金交付額は予算の範囲内で補助対象経費の9／10以内となります。

事業名	基準額〔10アール（1反）当たり〕
下　刈　り	11,700円
枝　打　ち	35,200円
除　間　伐	20,800円

※基準額は平成18年度のものです。平成19年度については変更になる場合があります。

手続き／産業振興課に備え付けの補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。なお、申請については、埼玉県中央部森林組合（☎0493・72・1125）に委託することもできます。

問い合わせ／産業振興課（☎581・2121内線404）へ。

表1

事業名	経費	補助率	事業規模	対象林齢	間伐率
下刈	雑草木の除去を行う事業に要する経費	毎年度町が定める基準額の9／10以内	5ａ以上	5年生以下	
枝打	林木の枝葉の除去に要する経費			11年生以上30年生以下	本数間伐率は約20%以上
除間伐	不用木の除去・不良木の淘汰、搬出に要する経費				

年金あれこれ

高齢任意加入制度について

日本に住む方はすべて、20歳以上から60歳未満までの間、公的年金に加入しますが、60歳以上の方も次に該当すると国民年金に加入できる制度があります。

任意加入

60歳から65歳までの方で、年金加入期間が短く、年金を受け取るための必要な期間を満たしていない方や、保険料未納期間があるため年金額が少ない方は、国民年金に任意加入することができます。

※ただし、老齢基礎年金を受給している方や、厚生年金・共済年金に加入している方は任意加入することはできません。

特例任意

65歳の時点で受給資格を満たしていない場合、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住んでいる方もしくは海外に住んでいる日本国籍を有する方は、受給資格を満たすまで（最長70歳まで）任意加入することができます。

『ねんきん定期便』を送付します。

社会保険庁では、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報を記載した『ねんきん定期便』を送付します。『ねんきん定期便』は、平成20年度からはすべての被保険者の方に送付しますが、平成19年3月から、一部先行して35歳の誕生日を迎える方に、誕生月の前月に送付しています。今後の予定は次のとおりです。

◎平成19年12月からは、45歳、55歳～59歳の誕生日を迎える方に、誕生月の前月に送付します。

◎平成20年4月以降は、すべての被保険者の方に誕生月の前月に送付します。

※現在、58歳の方を対象に、誕生月の翌々月に年金記録などをお知らせしていますが、平成19年12月からは誕生月の前月に『ねんきん定期便』を送付します。

『ねんきん定期便』が届いたら・・・

ご自身の加入記録などをご確認ください。お届けする年金加入記録は次のとおりです。

・年金制度ごとの加入月数、加入履歴、厚生年金加入時の事業所名称等

・加入月数に応じたメッセージ

・国民年金の保険料の納付月数、免除月数

●対象となる方●

国民年金及び厚生年金保険の加入記録がある方です（共済組合の加入記録のみの方は除きます）。

問い合わせ／熊谷社会保険事務所（☎522・5211）または町民課（☎581・2121内線108・109）へ。

国民年金推進員が各家庭を訪問しています

社会保険事務所では国民年金推進員による戸別訪問を実施し、国民年金保険料の納付のご案内をはじめ、学生納付特例制度や申請免除制度などの届出勧奨を行っています。

国民年金推進員は、社会保険事務所の職員です。土、日曜日や夜間にお伺いすることもありますので、あらかじめご承知おきください。

また、社会保険事務所職員を装って、保険料をだまし取ろうとする事件が発生しています。国民年金推進員は、身分証明書を携帯しておりますので確認していただき、少しでも不審に思ったら社会保険事務所へご連絡ください。

R100 広報よりい」は資源保護のため、古紙率100%の再生紙を使用しています。